公民館の新設を要望

スポーツ少年団の結成も

……市青少協が意見書を提出……

青少年の大部分が確実に育成されている反面、少年非行の最近の傾向が年令の低下、暴力犯、性犯の増加、集団非行化しています。この少年非行の原因は、複雑でいくつかの要因が重なっているわけですが、健全育成をはばむものが多い現状に対して、市町村も青少年の育成を重要な施策の一つとして積極的にこれを推進することが望まれています。

市の青少年問題協議会としては、昭和三十八年度予算に青少年健全育成のための施策が、充分に盛り込まれるように先月二十二日、市長に対して、青少年非行の状態をのべ意見書を提出しました。以下は要望した主な事項です。

▼青少年健全育成施設の整備充実

1.児童遊園の新設
児童に健全な遊び場を与えて、健康を増進し情操を豊にするとともに、事故による傷害の防止のために児童遊園地の設置が望まれる。

2.保育所の設置
児童憲章にも示されているとおり、すべての児童は家庭で育てられることが最も望ましいことであるが、生計を維持するためには、夫婦共稼ぎをしなければならない現在の経済状態、また保護者の疾病などの理由によって放置されている児童の数は少なくない。これら児童の福祉のため、遂年施設は整備されてきているが、市内にはまだ保育に欠けている児童が五〇〇人と推計されているので、児童福祉の増進のためその整備が必要である。

3.公民館の新設
現在青少年の社会教育の場とし、その施設に乏しいため、公民館の新設と併せて施設内容を充実して青少年社会教育の進展をはかる。

4.農業センターの新設
農業近代化がさけばれている最近の情勢からしても、今後の近代化推進の担い手である農村青少年育成のため、是非とも「農業センター」の設置が必要であり、施設の充実強化をはかり農業教育、普及活動、農業文化の研究機関とする。

▼青少年組織団体の育成強化

1.青少年団体の育成指導
青年団への助成、市内全部落に子供会の育成指導、4Hクラブおよび各種農業クラブへの助成など、社会教育において大きな割合を占める青少年団体の育成指導を通じて、青少年の健全育成をはかる。

2.スポーツ少年団の結成促進
市内の青少年に組織的なスポーツ活動や、文化活動を通じて誇をもたせ、それとともに心身の鍛練をはかり、健全なる社会人をつくる。

▼青少年指導者の育成強化

1.青少年補導者講習会
校外子供会（少年団）補導者の指導技術の向上をはかるため、講習会を開催して研修の機会を提供しその向上をはかる。

2.少年団幹部研修会
次代の青少年をより強く健康で明るく育成するために共同生活を通じて協同、親和、責任、義務の観念を養い、健やかな心身を育成するため有能な幹部を養成する。

3.農村青少年指導者の養成
農業近代化推進、農村青少年活動の推進者としての指導者の養成は極めて重要であり、次のような事業を行なって素質技能の向上をはかる。

○県立農業センター入所の奨励と助成
○先進地農家留学研究の実施
○クラブ幹部の講習会および総合研修
○実績発表大会の開催

▼青少年対策事業の拡充

1.児童福祉思想の普及
すべての親が、子供に対して抱く夢と期待は非常に大きいが、それを実現するものは子供自身でなく、親の深い愛情と正しい養育である。子供の福祉に対する基本的理念をすべての親に理解せしめるために行事を通じて普及啓発につとめる。

2.農村青少年の指導推進
農村青少年の育成効果をはかるため、必要により「講師団連絡会議」を設けて指導者の意志統一をはかり、関係機関団体と連携し必要な指導をするとともに、直接グループに対しても育成強化をはかる。

公立保育園の入園申込み受付中

昭和三十八年度における公立保育所に入所する児童の申込みを受付けておりますから入所希望者は、入所基準をご承知の上期日までにお申込み下さい。

一、申込み用紙
申込み用紙は、市役所市民課窓口及び各保育所で用意してあります。

二、受付期間
昭和三十八年二月一日より二月十五日まで。

三、受付場所
白根地区　福祉事務所
臼井地区　臼井駐在室
庄瀬地区　当該保育所

四、入所基準

1.家庭外労仂――児童の母親が昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。

2.家庭内労仂――児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて、日常の家事以外の仕事に従事することが普通であってその児童の保育ができない場合。但し、父親がその仕事に従事していて、かつそのための使用人がいる家庭は除かれる。

3.母親のいない家庭
母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由で母親がいない家庭の場合。

4.母親の出産等――母親が出産の前後であったり、病気であったり、心身に障害があってその児童の保育ができない場合。

5.病人の看護等――その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため母親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。

6.家庭の災害――火災、風水害などの不幸があり、その家庭を失ったり破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

註　1から5までの場合その家庭の母親以外の人が、児童の保育ができる場合は除かれます。

五、入所定員
白根保育園　一一一名
諏訪木保育園　七〇名
四ツ興野保育園　六〇名
上八枚保育園　六〇名
臼井保育園　六〇名
鷲巻保育園　六〇名

図書館だより

◎レンガの子ども
—ぶんなぐり保母の記録—
原田嘉美子
難波ふじ江 著

伊勢湾台風に痛めつけられた泥の町ヤジエ（正式には名古屋市南区弥次衛町）――その底辺の保育園に若い情熱を燃やして飛び込んだ二十代の若い二人の保母の生活と戦いの記録である。ケンカ、異臭、病気の渦巻く町に生きている子どもたちに二人の若い保母はどのように接したか。ときには「ぶんなぐり」も実行してみた。そうした二年半の記録で、中に出てくる子どもとの対話は、すべて二人が現場でノートにとったり、テープに残したナマの声だという。「朝日ジャーナル」にも紹介され大きな反省を呼んだものである。（B6・二二四頁・光風社）

◎毛沢東と私は乞食だった
—秘められたその青春—
シャオ・ユー 著
高橋正 訳

著者、蕭瑜博士（現在、ウルグァイ・モンテビデオの中国国際図書館長）は、毛沢東の湖南省立第一師範学校時代の先輩であり、友人であって、その青春の一時期を共に生きた人である。この本はその頃の思い出をまとめたものであるが、とくに第二部「無銭旅行の思い出」は、毛沢東自身、エドガー・スノーの『中国の赤い星』の中で、スノーに「ある夏、蕭瑜と湖南省内を徒歩旅行した」と打ち明けているように、著者以外には語り得ない秘話である。（B40・二五九頁・弘文堂）

◎法律パズル
—日常生活の法律問答—
戒能通孝 著

法律はわれわれの生活に非常に大切なものであるが、ことのない限り、人々はあまり法律に対して興味を持たない。この本は、主として民法に関して、問答式に教えたものである。「もし、タクシーの運転手が、ふつうの代金だけではいやだ。と断って割増金をねだったとすればどうか」「父親が子供にやった小遣の法律的な性質はどんなものと考えられるだろう」「落丁、乱丁本の節はおとりかえします。」という奥付の文句は、法律的にはどんな意味があるのか。右の文句が無いときは、とりかえてもらいないのだろうか」といった身近かな問題がいろいろ取りあげられている。（B40・一八九頁・日本評論新社）

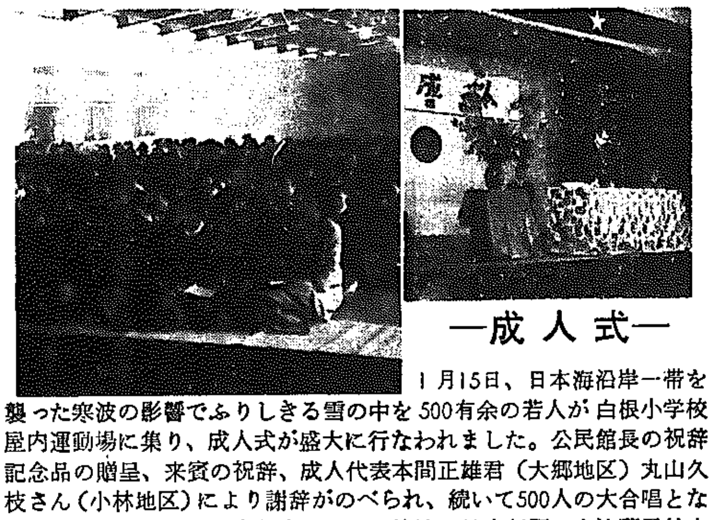

—成人式—

1月15日、日本海沿岸一帯を襲った寒波の影響でふりしきる雪の中を500有余の若人が白根小学校屋内運動場に集り、成人式が盛大に行なわれました。公民館長の祝辞記念品の贈呈、来賓の祝辞、成人代表本間正雄君（大郷地区）丸山久枝さん（小林地区）により謝辞がのべられ、続いて500人の大合唱となり式は終りました。記念行事として西崎流の日本舞踊、会津蘭子社中の箏曲があって、若人たちは気持も新たに雪の街へ……

庄瀬診療所個人委託となる

庄瀬診療所は、従来白根市営の国民健康保険診療所として経営されてきたが、去る一月一日から佐久間登氏の個人開業となりましたので、この診療所を利用される際は、診療費の半額を窓口へ納入して下さい。

▼市民の皆さんにお願い
一般開業診療所だけでなく、医に受診される際は忘れずに被保険者証を持参するようにして下さい。

真心こめた よい子の行ない

大鷲中学校のよい子たちから「めぐまれない人たちにあげて下さい」と、去年の暮福祉事務所に三、一四〇〇円を送ってきました。

白根市の少年非行の実態

—目立つ中学生の増加率—

少年の非行問題がとりあげられてから長い期間経過していますが、それにもかかわらず非行件数は少しも減らないのみか、逆に増加しているのが現況であります。これは社会の責任でもあるが、それと同時に家庭の責任もまた非常に大きいのであります。白根市における昨年中の非行少年の実態がまとまりましたが、数字の上から見ただけでも昭和三十六年の一・八倍の増加で、とくに中学生の非行事犯は三・八倍と著しい増加であります。〃自分のこどもだけは大丈夫だ〃という漫然たる気持を捨て、もっと真剣になってこどもの家庭教育と取組んで行きたいものです。

◎少年のおもなる非行内容（昭37中）

●17才（工員）の少年は仕事始めと称して、一月二日午後五時四十分頃市内の農家に忍び込み、家人に発見され警察へ突出された。

●中学二年生（13才）は一昨年の十一月頃から昨年二月ころにかけて、小学校四年生を前後六回もおどして家から現金五、八〇〇円を持ち出させて取りあげていた。

●中学二年生（14才）は、エロ雑誌の影響で性的に不純となり毎晩「友達の所へテレビを見に行く」と家人をだまして外出し、六ケ月間に女性用パンテー、スリップ等二十点位を盗み不摂生なことをしていた。

●少年（18才土工・19才工員）二名は成人（20才・23才）二名と共謀して、四月十日午後十時頃顔見知りの女性（20才・23才）二名を映画館から誘い出し、神社の暗がりに連込み乱暴をして五日間のけがを与えた。

●中学三年生（15才）は、友達からトランジスターラジオを借りて、それを別の友達に四、五〇〇円で売り飛ばして横領し、貸してくれた友達には「こわれたので修理にやっておいた」といって一年間もだましていた。

●高校二年生（17才）は、上級生（19才）にいじめられたことを恨み土手の暗がりに呼び出し自転車のチェーンでなぐりつけ、右の目に一ケ月の重傷を負わせた。

●中学二年生（14才）三年生（15才）の二名は、昼休み時間に中学校の先生の家に忍び込み一万二千円相当の品物を盗んだ。

●中学二年生（14才）は、早朝教務室に忍び込み担任の先生の机からトランジスターラジオを盗み出した。

●中学生一年から三年までの生徒六人は、八月末の午後三時頃部落の神社の拝殿に集まり、くるま座になってトランプを使って「カブ」という**バクチ**をやっていた。

●中学二年生（14才）は、全然学校へ行かず数回にわたり附近の家から現金を盗み出し遊びに使っていた。

少年の区別 / 非行別		少年の学業別比較 小学生	中学生	高校生	一般少年	生徒・児童と他の少年との比較 生徒児童	一般少年	合計
犯罪少年	窃盗		25 (9)	2 (2)	7 (7)	27 (11)	7 (7)	34 (16)
	恐かつ		2	(1)		2 (1)		2 (1)
	婦女乱暴				2 (3)		2 (3)	2 (3)
	横領		2			2		2
	傷害			1	1 (5)	1	1 (5)	2 (5)
	暴行		10	1	1 (1)	11	1 (1)	12 (1)
	と・ばく		6			6		6
	他の刑法犯		(3)	(1)	9 (6)	(4)	9 (6)	9 (10)
	刑法犯計		45 (12)	4 (4)	20 (22)	49 (16)	20 (22)	69 (38)
	他の法律違反		4 (6)	6 (4)	3 (5)	10 (10)	3 (5)	13 (15)
	犯罪少年計		49 (18)	10 (8)	23 (27)	59 (26)	23 (27)	82 (53)
ぐ犯少年	飲酒・喫煙		7 (3)	5 (1)	20 (4)	12 (4)	20 (4)	32 (8)
	凶器所持		(2)	(1)		(3)		(3)
	不良交遊		9 (1)	1	3 (2)	10 (1)	3 (2)	13 (3)
	家出		1 (3)	3 (2)	4 (4)	4 (5)	4 (4)	8 (9)
	怠学・怠業		4 (2)	3	1	7 (2)	1	8 (2)
	物品持出	3 (1)	3	(1)		6 (2)		6 (2)
	金銭らんぴ	(1)	1 (1)			1 (2)		1 (2)
	桃色あそび		(1)	(2)	(2)	(3)	(2)	(5)
	乱暴		1	(3)	(2)	1 (3)	(2)	1 (5)
	他の不良行為	6 (7)	30 (3)	(1)	3 (2)	36 (11)	3 (2)	39 (13)
	ぐ犯少年計	9 (9)	56 (16)	12 (11)	31 (16)	77 (29)	31 (16)	108 (52)
合計		9 (9)	105 (34)	22 (19)	54 (43)	36 (62)	54 (43)	190 (105)

（　）の数字は昭和36年度のもの。交通違反は含まない